

平成23年度 農薬の大気経由による飛散リスク評価検討会 開催要領（案）

平成23年6月7日

1. 目的

無人ヘリコプターにより散布される農薬の大気経由による人への健康影響に関する適切なリスク評価・管理手法を確立するため、農薬吸入毒性試験、農薬飛散実態調査の結果を踏まえ、農薬の大気経由による飛散リスクを評価するとともに、リスク低減を図るリスク管理方法について検討を行う。

2. 調査・検討事項

- (1) 無人ヘリコプターにより散布される農薬の飛散実態調査の計画及び結果の検討
- (2) 無人ヘリコプターによる農薬飛散動態把握のためのシミュレーションの構築
- (3) 無人ヘリコプター散布による農薬の飛散リスクの評価手法の検討
- (4) 無人ヘリコプター散布による農薬の飛散リスクを低減するためのリスク管理手法の検討
- (5) その他上記の検討に必要な事項

3. 検討会の構成

検討会は、環境リスク評価、農薬の無人ヘリコプター散布及び病害虫防除に知見を有する関係者等をもって構成する。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、議長として、検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。
- (4) 検討会が必要と認める場合は、外部の専門家から意見聴取を行うことができる。

5. 検討会の公開について

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については非公開と

する。

- (2) 検討会の資料及び議事概要は、原則として環境省のホームページで公開する。

6. 事務局

検討会の事務局は、財団法人残留農薬研究所が行う。